

## ■ パブリックコメント(意見募集)実施結果の概要

事案名	光市国土強靱化地域計画(案)に対する意見について
募集期間	令和3年12月20日(月)～令和4年1月19日(水)
担当課	総務部 防災危機管理課
(問合せ)	電話 0833(72)1403 FAX 0833(72)1731 電子メール bousai@city.hikari.lg.jp

### ▼ 募集概要

このたび光市国土強靱化地域計画(案)がまとまりましたので、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。光市では、市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

### ▼ 意見を提出できる人

- 1 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- 2 光市に通勤又は通学している人

### ▼ 意見提出者数及び提出件数

- 1 提出者数 2名 提出件数 7件
- 2 提出方法
  - (1) 窓口に持参 0件
  - (2) ファクシミリ 0件
  - (3) 電子メール 7件
- 3 提出者区分
  - (1) 光市に住所がある個人 1人
  - (2) 光市に存する事務所又は事業所に勤務する個人 1人

### ▼ 意見の計画案への反映状況

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案の修正は行っておりませんが、反映されなかったご意見についても、その趣旨を十分に踏まえながら計画を進めていくこととします。

### ▼ 資料の開示方法

(資料内容)

- ・光市国土強靱化地域計画(案)

(閲覧方法等)

1 閲覧用資料の窓口設置 15か所

本庁（3階 防災危機管理課、1階 情報公開総合窓口）、あいぱーく光、大和支所、地域づくり支援センター、各出張所及びコミュニティセンター（伊保木、光井、中島田、東荷、塩田）

2 市ホームページに掲載

▼ 提出された意見の概要と市の考え方

◆1 計画の内容について(意見数:5件)

No.	意見等概要	考え方 (対応)
1	地震に伴う液状化現象への対策が読み取れなかった。対策として、以下を考慮してはどうか。 ・津波、高潮、洪水、土砂災害ハザードマップに液状化危険度分布図を追加 ・これを元にした避難・救助の手段を明確化	本計画は、強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるものであり、具体の事業を定めるものではありません。
2	P16の「第4章 強靱化の推進方針」における有害物質対策の推進とは具体的に何を対象としているのか。対象とすべき有害物質を明確にし、具体的な施策の策定をして欲しい。	起きてはならない最悪の事態である「有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生」に想定される有害物質は全て対象であり、特定の対象に限定するものではありません。その中で、「第4章 強靱化の推進方針」は、脆弱性評価を踏まえた記載としています。
3	AEDの活用体制の整備（AED配置マップの作成など）を提案します。	本計画は、強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるものであり、具体の事業を定めるものではありません。いただいたご意見については、関係する各部署で共有させていただきます。
4	防災指令拠点施設の整備だけに偏らず、本庁舎の建て替えも視野に入れた強靱化計画を策定してほしい。	本市では、平成30年7月豪雨災害に対する災害復旧を最優先とし、本庁舎の耐震化を凍結したうえで、本庁舎における防災指令拠点機能の強化を図るため、防災指令拠点施設の整備に取り組んでいます。
5	コミュニティセンターの整備においては、防災指令拠点施設等との通信や移動手段が遮断されるケースも想定して、具体的にハード・ソフト両面からの強靱化計画としてほしい。	本計画は、強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるものであり、具体の事業を定めるものではありません。

◆2 計画以外の部分について(意見数:2件)

No.	意見等概要	考え方(対応)
1	11件の計画に対する意見募集の期間が1か月間であり、内容の精査、意見作成の期間としては不十分ではないか。	募集期間は「光市パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画策定スケジュールなども踏まえて、市民等が意見を提出するために必要と思われる期間を設定したものです。
2	新型コロナウイルス感染症対策により、計画書を閲覧可能な施設が休館となった場合、意見募集期間の延長が必要ではないか。	閲覧施設のほとんどは貸館を停止しましたが、休館はしておらず、市ホームページでも閲覧可能であることから、期間の延長は考えていません。